

千葉県幼児教育・保育人材確保策に係る  
チラシ等作成業務委託プロポーザル  
募集要項

千葉県こども未来局幼児教育・保育部幼保運営課

令和6年6月24日

## 1 趣旨

千葉市内の保育施設に勤務する保育士等を確保することを目的として、保育士等をを目指す学生や潜在保育士等に対し、保育現場で働くことの魅力や千葉市（以下「市」という。）が行う各種支援制度をPRするために、保育士養成校等に市が配布するチラシ・ポスターの企画構成及び印刷を業務委託する事業者を、プロポーザル（企画提案）方式により募集する。

## 2 委託業務

### （１）件名

千葉市幼児教育・保育人材確保策に係るチラシ等作成業務委託

### （２）内容

別紙「仕様書」のとおり

### （３）納期

令和6年9月6日（金） ※一部令和6年8月30日（金）

### （４）委託料

2,000,000 円（消費税込）を上限とする。

## 3 提案の手続き等

### （１）スケジュール

|   |            |              |
|---|------------|--------------|
| ア | 募集要項の公表    | 令和6年6月24日（月） |
| イ | 質問受付期限     | 7月 1日（月）     |
| ウ | 参加申込期限     | 7月 1日（月）     |
| エ | 参加資格確認結果通知 | 7月 3日（水）     |
| カ | 企画提案書の提出期限 | 7月19日（金）     |
| キ | 選考結果通知     | 7月26日（金）     |

### （２）参加申込手続

本公募型プロポーザルに参加を希望する者は、千葉市ホームページに公表された仕様書等を入手し、必要書類を提出すること。

#### ア 参加申込期限

令和6年7月1日（月）午後5時までに必着

#### イ 書類提出方法

千葉市こども未来局幼児教育・保育部幼保運営課（千葉市役所本庁舎高層棟8階Bカウンター）まで持参、又は郵送（宅配も可）

※持参の場合は、土・日・祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで。

※郵送（宅配）の場合の送付先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市こども未来局 幼児教育・保育部 幼保運営課 助成第一班

ウ 参加申込に必要な書類

(ア) 参加申込書（様式第 1 号）

(イ) 提案者に関する調書（様式第 2 号）

(ウ) 誓約書兼同意書（様式第 3 号）

(エ) 同種業務の履行実績を証する書類（契約書の写し、概要等の実績がわかるもの）

(オ) 会社の概要が分かる資料（パンフレット可）

(3) 質問の提出方法等

本公募型プロポーザル募集では説明会を実施しないため、本募集要項、仕様書及び企画要望等の内容について、不明な点が生じた場合、下記により質問すること。

ア 提出期限

令和 6 年 7 月 1 日（月）午後 5 時まで

イ 質問方法

質問書（様式第 4 号）に記載し、以下のとおり電子メールで送信すること。

なお、電話・口頭での質問は一切受け付けない。

(ア) 件名「質問（企業名）：千葉市幼児教育・保育人材確保策に係るチラシ等作成業務委託」

(イ) 送信先電子メールアドレス： unei.CFE@city.chiba.lg.jp

ウ 受け付けた質問に対する回答

令和 6 年 7 月 3 日（水）までに、質問者を含む申請者全てにメールで送付する。

なお、質問の回答内容については本募集要項及び仕様書の追加又は修正とみなす。

(4) 企画提案書の提出

本公募型プロポーザルの参加資格確認結果通知により参加資格が認められた者は、以下のとおり企画提案書を提出すること。

ア 提出期限

令和 6 年 7 月 1 9 日（金）午後 5 時まで

イ 書類提出方法

千葉市こども未来局幼児教育・保育部幼保運営課（千葉市役所本庁舎高層棟 8 階 B カウンター）まで持参、又は郵送（宅配も可）

※持参の場合は、土・日・祝日を除く平日の午前 9 時から午後 5 時まで。

※郵送（宅配）の場合の送付先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1 番 1 号

千葉市こども未来局 幼児教育・保育部 幼保運営課 助成第一班

ウ 提出物

以下の書類とする。

(ア) 企画提案書等提出届（様式 5）

(イ) 企画提案書（様式任意）

(ウ) 業務に係る見積書及び見積明細書(様式任意)

エ 提出部数

ウの(ア)から(ウ)の各提出物について、以下の部数とする。

(ア) … 正本1部

(イ) … 正本1部のほか副本4部

(ウ) … 正本1部のほか副本4部

※なお、(イ)及び(ウ)の副本は、企画提案書等の内容から社名等が判別・特定できないよう必要な措置を講ずること。

オ 企画提案書の内容

(ア) 実施方針

(イ) 事業実績(過年度実績等)

(ウ) 積算根拠

(エ) 事業内容

- ・チラシ・ポスターデザイン及びレイアウト案
- ・企画構成案(タイトル(キャッチコピー)、各構成要素の文案を含む)
- ・作成スケジュール等

(オ) 実施体制

カ その他

受理した提案書等は選考結果にかかわらず返却しない。

4 応募資格

企業又は団体等のチラシ等作成に実績を有し、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しない者。(※各項目に記載のあるものを除き、参加申込日時点とする。)

- (1) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
- (2) 当該業務の参加申込日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
- (5) 千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している者
- (6) 法人税(個人にあたっては所得税)並びに消費税及び地方消費税を完納していない者
- (7) 千葉県内に本店又は営業所を有する者にあつては、すべての千葉県税を完納していない者
- (8) 千葉市内に本店又は営業所を有する者にあつては、千葉市税(延滞金を含む。)を完納していない者

- (9) 千葉市内に本店又は営業所を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない者
- (10) 千葉市委託等入札参加資格者名簿に登載されていない者
- (11) 千葉市物品等入札参加資格者停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、参加資格確認申請期限の日から参加申込日の間に受けている者
- (12) 千葉市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に規定する措置要件に該当する者

## 5 事業者の選定

### (1) 選定方法

事業者の選定は、千葉市幼児教育・保育人材確保策に係るチラシ等作成業務委託企画提案選定委員会において、各企画提案者から提出された企画提案書の書面にもとづき、次の

(2) に掲げる審査基準に基づき審査を行い、委員による採点の合計点数が最も高い者を最優秀企画提案者として選定する。

その際、採点合計点数が最も高い者が複数あった場合は、見積額の低い者を最優秀企画提案者とする。また、見積額も同額であった場合は、委員長の採点が高い方を最優秀企画提案者とする。さらに、委員長の採点も同点であった場合は、抽選の上、最優秀企画提案者を決定する。

また、企画提案者が1者のみの場合であっても、選定委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

なお、満点の60%を最低基準点とし、これに満たない点数の場合は最高得点者であっても選外とする（提案者が1者の場合を含む）。

### (2) 審査基準

選定に係る審査項目及び配点等は、別表「千葉市幼児教育・保育人材確保策に係るチラシ等作成業務委託審査基準」のとおりとする。

### (3) 提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- ア 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- イ 委託料が本募集要項2（4）に記載する委託金額を超過した場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載や重要な誤脱があった場合
- エ 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態となった場合
- オ 審査の公平を害する行為等があった場合
- カ その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

### (4) 選定結果通知

- ア 通知日

令和6年7月26日（金）予定

## イ 通知方法

企画提案者全員へ結果通知書を郵送するとともに、市ホームページで公表する。

なお、選考結果に関する異議申立ては一切認めない。

## 6 契約について

### (1) 契約の締結

ア 選考により最優秀提案と決定した提案を提出したものを委託先候補とし、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意したのちに、提案者より改めて見積書を徴し、予算の範囲内で随意契約により契約締結するものとする。

イ 前号の協議が不成立の場合には、市は順次、次点以下の提案者と協議を行い、委託契約を締結する。

### (2) 留意事項

ア 契約にあたっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。

イ 提案された企画案は、あくまでも委託事業者選定の審査材料となるものであり、実際の業務遂行にあたっては、発注者と協議して決定することとなるので留意すること。

ウ 契約保証金は要。ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。

エ 業務の一部について、他者に委託する際は、事前に千葉市の承諾を受けること。

オ 委託費の支払いについては、業務委託完了後一括払いとする。

## 7 その他

(1) 提出書類の作成にかかる費用については、提案者の負担とする。

(2) 市は、企画提案書等を本事業の選定以外に無断で使用しないものとする。

(3) 企画案は、1社1案で提出すること。

(4) 作成業務においては、企画案を尊重するが、必ずしも企画どおりになるものではなく、協議の上で修正指示を行う場合がある。

(5) 委託契約予定者として決定した者と、契約内容やスケジュール、提案詳細等に関する打ち合わせを行うので、参加すること。

## 8 問い合わせ先

千葉市こども未来局 幼児教育・保育部 幼保運営課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所本庁舎高層棟8階

電話 043(245)5729

電子メールアドレス：[unei.CFE@city.chiba.lg.jp](mailto:unei.CFE@city.chiba.lg.jp)

担当：助成第一班 笹本